

平成19年度 第9回規制改革会議 議事録

1. 平成19年11月27日(火)14:30～15:05

2. 場所：永田町合同庁舎1階第1共用会議室

3. 出席者

(委員) 草刈隆郎議長、八田達夫議長代理、有富慶二、安念潤司、小田原榮、川上康男、木場弘子、福井秀夫、松井道夫、松本洋 各委員

(政府) 岸田大臣、中川副大臣

(事務局) 浜野内閣府審議官、小島規制改革推進室長、関参事官、田島室参事、岩村企画官、池田企画官

4. 議題

第2次答申素案審議

5. 議事録

草刈議長 皆さんおそろいでございます。定刻となりましたので、第9回「規制改革会議」を開催させていただきます。

今日は、お忙しい中、岸田大臣、中川副大臣に御出席をいただいております。

10名の委員が出席ですが、欠席は、翁委員、白石委員、中条委員、本田委員、米田委員です。

それでは、早速でございますけれども、開会に当たりまして、岸田大臣から、ごあいさつをちょうだいできればと思います。よろしくお願いいたします。

岸田大臣 一言、ごあいさつを申し上げます。

本日の規制改革会議は、年末の第2次答申の素案につきまして御審議いただく予定になっておりとお伺いしております。

これまで、分野別のタスクフォースにおきまして、さまざまなヒアリング、意見交換を実施されまして、本日ここに、素案を審議される段階までこぎ着けられました。委員の皆様方、関係者の皆様方の御努力に心から敬意を表し、御礼申し上げます。

是非、年末のとりまとめに向けまして、引き続きまして御尽力いただきますよう、心からお願い申し上げます。ごあいさつをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

草刈議長 大臣、どうもありがとうございました。

続いて、中川副大臣からよろしくお願いいたします。

中川副大臣 ただいまの岸田大臣のお話に尽きるわけでございますが、今後とも岸田大臣を支えて、しっかりやるつもりでございますので、委員の皆様方の御協力を心からお願い申し上げたいと思います。

草刈議長 どうもありがとうございました。

今日の会議は、第2次答申の素案について、審議を行うということでございます。現在、いろんなタスクフォースで、鋭意審議を進めておりまして、公開討論、公開ヒアリングというようなこと

も含めて、まさに詰め段階に入っているということでございますが、重点事項につきましては、大臣、副大臣にまた今後、いろいろとお力添えをお願いする局面もあろうかと思っておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、議題に入ります。

今日は、第2次答申の素案が、添付されておりますけれども、その御審議ということでございます。現時点において各タスクフォースで御検討いただいているものが、その素案でございます。既に郵送等で皆さんにお届けしておりますので、本日は言わば中間報告の段階でございます。本当に毎日、精力的にやっただいただいているのですが、時間の関係もありますので、御出席いただいている主査の方々からは、ごく簡潔に御担当のところを状況報告していただくということで、2分以内で御報告をいただきたいと思っております。すべての御報告が終わった後に、まとめて意見交換をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それから、今日お配りします答申の素案及び会議の議事録につきましては、当面の間、非公表とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、松井委員から、最初に医療問題についてお願いをしたいと思います。

松井委員 それでは、極めて簡潔にやります。

医療は答申案文を厚労省に投げかけたばかりであり、これから交渉に入ります。

これに先立ちまして、混合診療に関していろいろな動きがありますので、簡単に御報告いたします。

御存じのように、11月7日に東京地裁で混合診療の原則禁止は違法であるという画期的な判決がございました。これを受けて、15日に原告の患者さんたちを交えて公開ヒアリングを行いました。また本日午前中には、厚労省の局長との公開討論を実施しました。

混合診療問題については、3年前に大きく取り上げられておりますけれども、残念ながら原則禁止措置を覆すには至らず、その前にあった特定療養費制度の再編成という形で決着したのは御承知のとおりです。

ただ、その後の経過をレビューしますと、事態は全く改善されておらず、やはりこれは原則禁止措置の撤廃ということで議論を再開すべしという考えに至りました。当会議の考え方については、私が21日に『日本経済新聞』の「経済教室」という欄にレポートを出しましたので、それをご覧ください。

それで、今朝の公開討論を通じてつくづく思ったのですけれども、厚労省側の混合診療禁止の論理は既に破綻しています。混合診療の禁止のために非常に大変な苦しみを余儀なくされている患者さんがたくさんいるわけですから、この問題をこのまま放置するわけにはいきません。これ以上、官僚と神学論争をやってもしょうがないと思いました。舛添厚労大臣には勇気を持って政治的な判断をしてもらいたいと思っておりますし、岸田大臣、中川副大臣におかれましては、ますますの御協力をお願いいたしたいと思っております。

以上です。

草刈議長 それでは、福井先生、教育・研究、住宅・土地、労働分野、全部続けてお願いします。

福井委員 まず教育です。II.の1の「(3)教育・研究分野」です。

現在、大きな論点となっておりますのは、教員評価・学校評価について既に閣議決定で合意されている事項について現場が十分に反応していない点です。現場の教育委員会あるいは公立学校の現場では、学校評価や教員評価についてほとんど実施されていない。しかも匿名によるものについて言えば更に乏しいという実態になっています。これを保護者本位、生徒本位という観点からきちんと実施していただいて、頑張る教員とそうでない教員とについてきちんと評価を厳格に行っていたと、ということをお願いしていくという状況ですが、これも文科省が必ずしも熱心ではございません。

また、学力調査結果などにつきましても、この公表をもっと行うべきではないかという問題提起に対しまして、学校間の序列が付くということで非常に抵抗が強いんですけども、学校間の序列というのは生徒の序列ではございませんで、基本的には先生方がその学校できちんと教えていただいているかどうかのパロメーターとして学力調査結果を生かすということには何の問題もないはずですが、この点についても十分な理解がまだ得られていないという状況でございます。

また、学習指導要領が、ちょうど今年度久しぶりの改訂の年なんですけれども、高校の世界史が社会では必修で、ほかは全部選択という形で決定されつつあります。これにつきましても、例えば地理や日本史と違って、どうして世界史だけが必修なのかについての十分な説明がない点について、現在、もうちょっと平等に扱うべきではないだろうか。日本史や地理だって同じように重要ではないかという観点から議論を進めているところです。

大学・高等教育につきましてもですけども、大学の評価、なかんずく国立大学法人の評価が客観性に乏しいという問題がございます。客観的なデータに乏しく、主観的な評価に基づいた大学評価機構等の評価が行われているという点に危機感を持っておりまして、大学に関するより客観的な情報の開示に力点を移すべきではないかということについて議論を進めているところです。

労働分野は、「4-(1)労働分野」というところです。

労働分野について、今、特に論点になっていきますのが派遣と請負の問題です。請負については偽装請負などの指摘がいろいろございますが、これは必ずしも法的根拠がなく、かなり過剰な規制になっているということを最近現場からのヒアリング等を通じて確認しつつあります。例えば、現場で接着剤の一つひとつについて売買契約、購入契約を結んでいないと偽装請負だというような指導も見られるわけです。現に現場で労働者の保護にも欠けることなく、安定した関係で雇用がなされている状況に対して、わざわざ混乱を惹起するような指導には問題があるのではないかと。こういう観点から、今、議論を進めているところです。

そのほかにも、例えば今、派遣を3年間続けると雇用申込義務が雇用者に生じるということで、3年経つ前に派遣の労働者を打ち切るといったような事態が頻発しております。これもかえって労働者の安定的な雇用にはつながらないということで、こういう形の規制は基本的には撤廃すべきではないか。こういう議論もしているところです。

更に住宅・土地分野ですが、これはIIの1の(4)です。

これにつきましては大きな論点がございます、1つは民間競売です。裁判所が独占している抵当権の実行としての競売について、米国で定着・普及しておりますように、民間でも競売が実施で

きという制度を導入すれば、競売期間の短縮化、高値の売却のより一層の実現ということが達成できる可能性が非常に強いわけです。これについては、法務省とは既に閣議決定において検討を進めていただく約束になっておりますが、必ずしも十分な検討が進んでおりません。これを加速していただくように、具体的な内容も含めて議論を進めたいというのが1つです。

もう一つは、マンション建替え要件につきまして、現在の要件の下ではなかなか建替えが進まず、安全性の確保された住宅マンションが十分に確保できないという問題もございますが、これにつきましても法務省の検討が遅れておりまして、これを促進していただくということが課題になっていきます。

以上です。

草刈議長 ありがとうございます。

それでは、八田先生から、農林水産、雇用・就労の2点をお願いします。

八田議長代理 まず農林水産については、昨日、水産についての案文折衝を行いました。農業と林業についてはまだ残っています。

水産については、漁業組合の公認会計士監査の導入について意見の隔たりが大きくあります。漁業権についてもあります。しかし、それ以外については大筋合意が得られました。

ほかの農業、林業はまだ案文折衝をやる予定ですが、ここでも中核的な項目というのは、林業組合、農協に対する公認会計士監査の導入です。さらに、農地、林地の情報公開を、今、基本的には林業組合、農協、農業委員会とかそういうところが持っていますので、これを公開する。そういうことを要求する予定です。

雇用・就労に関しては折衝を何度かやりまして、結果的にはかなり取れています。保育士については、最終案文確定には行っていないんですが、育児の経験者に対しては、たとえ短大卒でなくても、保育士の受験のための実地経験要件を大幅に緩和するということは基本合意しています。

美容師、理容師についても、今は、実質的には必要でないと考えられる教育内容がありますので、それを削減すると同時に、一度美容師になった人が理容師になるためには、重複することを削減するという点で合意が得られました。

生活保護について一番もめているところは、医療扶助のあり方についてです。実は生活保護では生活扶助の割合は少なく、医療扶助の方が大きいんですが、それが当人負担が全くない、100%公費負担であるということから起きています。

生活扶助をもらっている人の中で、老人の割合というのは結構多いんですけども、昔、日本で老人は当人負担ゼロという時代がありまして、それをやった途端に大変に医療費が増加した。それをやめた途端に大幅に減った。ほかの年齢層では全く変わらなかったのに、老人についてだけ変わったということがあります。これは、当人負担があると、病院に行かなくなるということもあるんですが、それよりもやはり、お医者さんの薬漬けがなくなるということが大きいと思います。当人負担ゼロの場合には、がんがん薬漬けにするということがあると思います。生活保護の基本的な支給を、例えば月3,000円分増やす代わりに3,000円になるまでは1割負担を導入することで恐らく成果が上がると思います。ここは全く向こうと隔たりがありますが、これはかなり強力で押ししてい

きたいと思っています。

ネットワークもよろしいですか。

草刈議長 どうぞ。

八田議長代理 ネットワークについては、4 - (4) の 1 から 3 にかけてです。電力もガスもさまざまな点で基本的な合意が得られました。ガスについては全面的に合意が得られました。ただし、電力でもめているのは環境指標である CO2 排出係数の計測に関してです。各発電所が発生する CO2 の排出量を削減するためには、石炭や石油をたいているピーク時間帯の電気を需要家が削減して、原子力に依存しているオフピークに需要量を増やす。そういうシフトを促すような方策が望ましい。

このためには、ピーク時の現実に排出されている排出係数と、オフピークのそれとを、時間帯別に分けて公表させるということが望ましいのです。しかし、今の制度では時間に関係なく、各電力会社の排出係数はこれだけとなっていますから、需要家も本当に排出を削減するという動機が与えられていない。これを時間割りに出してもらいたいということを言っているんですが、これは電力会社が協力してくれませんかという理由で役所側が抵抗しています。ここが折衝の中心です。

以上です。

草刈議長 ありがとうございます。

それでは、川上主査から地域振興分野についてお願いします。

川上委員 地域振興においては、2 - (2) の 1 から 6 にかけてです。

まず 1 点、地方公共団体の保有する資産の有効活用という点においては、地方公共団体が、市町村が保有している財産を自由に処分したり、あるいはリースバックしたり、そういう自由度が全然ないということに対して、総務省からヒアリングをして、その地域の実情に合った、自由度を高めるようにということで折衝を行っているという状況でございます。

もう一点、指定管理者制度の運用の適正化という面においては、この指定管理者制度というものが公募によって行われているというようなことを聞くんですが、現実にはなかなか公募期間が短いとか、あるいは公募の内容がよくディスクロージャーされていないとか、そういう面において指定管理者制度のオープン化というものがまだまだ妨げられているという面に関して、もっとオープンにすべきではないかということ、今、やっております。

2 番目に、国庫補助を受けて整備された施設の財産処分。市町村合併等によって不要になった施設の目的外利用に関して非常に厳しい制限があるようです。今、そういう面では、文科省の方の不要になった学校関係とかそういうものは非常に目的外利用がかなり進んでいると聞いてはいますが、それ以外の分野においてはまだまだそれが実態が整っていないということで、目的外利用が現実にはなかなかできないという状況になっているということで、これに関して、今、農水省、環境省、あるいは今からですが、厚労省とヒアリングを行う予定になっております。

企業立地の促進という面においては、工場立地法の見直しということで、生産する施設面積の緩和並びに緑地帯の飛び緑地を緑地面積に算入させることを要望しているということで、今、実施期日あるいは実施率等について折衝中という状況になっております。

以上です。

草刈議長 ありがとうございます。

それでは、有富主査から、貿易、海外人材分野をお願いします。

有富委員 両方一緒でよろしいですか。

草刈議長 結構です。

有富委員 まず、3 - (1) の貿易分野というところでございます。

いろいろ書いてあるんですけども、一番のポイントは一番最初に書いてあります輸出入通関制度の見直しの中の、いわゆる「保税搬入原則」のところなんです。輸出するときは、必ず一定の保税エリアに荷物を入れてからでないと申告ができないと、関税法の 67 条の 2 というところに書いてあるんですけども、今は世の中、時代が変わって、コンテナ化をしている、あるいは電子申請をしている。このような状況になっても、相変わらず、この原則だけは残っている。

この原則が残っているために、貿易の観点から言えば、ワンステップ無駄な蔵置をしなければならぬ。つまり、産業界から言うと、このために輸出のサプライチェーンのスピードが阻害されている。よって、この原則を撤廃する方向にもって行ってもらいたいというような要望を受けて、我々は財務省とヒアリングをやっているんですけども、どうも法律を変えることについては非常に難色を示していて、これはまだうまくいっているとは言い難いところがあります。ただ、ぎりぎりまで折衝をしていきたいと考えています。

次は、海外人材分野で、4 - (3) の 、主に定住者の在留資格をもつ外国人の方たちに対する問題です。

は「現在調整中」としてありまして、何も書いていない。今、このぐらいどうしようもない状況にあるんですけども、実はどういうことかということ、これは外国人のために台帳制度を創設することを、今年の 6 月の 3 か年計画で既に閣議決定されていた案件でして、フォローアップなんです。要は定住している外国人の人たちが、実際にどこに住んでいるか居住実態がわからないというような問題がかなり出てきている。それによって税金を取れなかったり、就学する児童に対する通知ができなかったり、非常に地方自治体が困っているわけで、同時に外国人の権利が保障されていない面もある。それをスムーズにしようということで閣議決定して、政府としてやるということになっているんですけども、何をやるかということ、日本人にはデータベースがあるんですけども、外国人にはデータベースがない、だから住民基本台帳のような台帳を明確につくるということになっているんですけども、それを法務省と総務省が、自分の省の所掌ではないみたいな態度になっていて、放っておくと、仮にできたとしても、どうも余り使い勝手のいいものではないものができるという懸念を持っています。

当然、これから先は外国人は減るというよりも、どちらかということ、増える方向にあるのは間違いないことだと思うので、ここできちとしたものをつくっておかないと後顧に憂いを残すことになるということで、我々としてはきちとした制度をつくるように、フォローアップを進めている。こういう状況でございます。

以上です。

草刈議長 どうもありがとうございます。

それでは、安念先生から官業改革分野を中心にお願いします。

安念委員 まず、基本ルールでございますが、これはページの4 - (6)でございます。

引き続きまして、規制に関わる法律・通知・通達の一覧表の作成と公開。その規制内容の定期的な見直しと、その公開を進めてまいるところでございます。

答申の案文については、おおむね決着しておりますが、もともと、この分野は答申の文言でもめるというよりは、実際の作業を進めるというところが大変でございます。実際、この作業を進めるに当たりまして、当会議の事務局の負担も膨大であります上に、所管の各府省の負担も膨大でありますので、制度がある程度、軌道に乗ったところで、重点化と申しまししょうか、メリハリをつけるということも必要であろうかと存じます。

実は、その点につきましては、先日、ある省から、非常に作業負担が大変なので、本来の規制改革を進める時間がなくなるという御指摘をいただきました。その点は一般論としてはそのとおりだと思いますけれども、その省は、どこの省ということは大臣、副大臣の御前でございますので、あえて申しませんが、私の経験では最も規制改革に不熱心なところではございましたので、あなたに言われたくはないという感じがいたしました。

次に、官業改革につきましてはページの5でございます。

独立行政法人、公益法人、国直轄事業など14件につきまして、業務の縮小・見直しを求めているところでございます。おおむね、ひざ詰め折衝の第1ラウンドが終わりまして、第2ラウンドが始まったところでございます。

既に合意済みのもの、あるいはほとんど合意済みの案件が2件、意外に大きい成果が得られたものが数件ございますが、難渋しているところも勿論ございますので、引き続き、精力的に折衝を進めたいと思っております。

以上でございます。

草刈議長 ありがとうございます。

事務局の方から、あと、ほかの分野で、例えば白石主査ご欠席の保育とか、何か付け加えるところがあったらお願いします。

田島室参事 福祉、保育、介護の分野では、介護と保育と両立支援という3つの分野について検討してまいりました。

各論の部分では、おおむね調整が済みつつございますが、一番重要な分野であります認可保育所への直接契約制導入、それから、昭和二十数年に設定されて以来、見直されていない保育所の入所要件でございますが「保育に欠ける」子という要件の見直しがそのまま残っております。

大幅な環境の変化を踏まえまして、この2点について見直しを持ちかけておりますが、先方は、措置制度からの脱却とおっしゃることはわからぬではないけれども、総合的・一体的に、お金も絡む大きな問題なので、具体的な話はそこから先はいかんといい難いという対応でございまして、事務レベルの折衝ではこの辺までかという状況のようでございますので、議長も御出馬いただく八

イレベル折衝にステージを移す段階かという状況でございます。

以上です。

草刈議長 ありがとうございます。ほかにいいですか。

どうぞ。

福井委員 中条主査がいらっしゃらないので、法務について2点だけ簡単に補足です。

1点は、司法試験や法科大学院についての制度改正のフォローアップをしているわけですが、法科大学院の学生情報等について、法務省・最高裁と文科省が共有をするということについて、文科省が非常に消極的でございます。各法科大学院のパフォーマンスを確認するためにも、包み隠さず、統計的処理ができるように情報を提供させて、関係機関と共有していただきたいということをお願いしていますが、なかなか合意に至るまでには厳しい状況にあります。

もう一つは法務省の方の問題ですが、法科大学院の検察官の現役派遣教員のみが、公刊されていない独自のマル秘の教材を使って講義しているという実態があります。これは予備試験を受ける方との間での不公平という点で問題ですし、また、それが現役派遣を受ける法科大学院側にとっての弱みになっているという、不透明な状況があります。この是正も求めています、厳しい状況にあります。

草刈議長 どうもありがとうございました。

大変、ざっとでございますが、まだ中間的な状況でございますので、報告についてはこの辺にしたいと思います。何か御質問等がございましたら、お願いします。それから、大臣、副大臣がおいでですから、この際、何かありましたら、どうぞ。

それでは、木場委員お願いします。

木場委員 広報を担当しております木場です。少しだけ広報の説明をした後、お願いをしたいと思っております。

福田内閣に替わってから、記者会見に現れるNHKや新聞社の担当の方ががらっと替わってしまっていて、事務局から会議の歩みですとか取組みを事務局の皆さんに御説明願ったところでございます。

10日ほど前にも委員と記者の皆さんによる懇談会を実施しまして、90分という予定の時間をかなりオーバーして、活発な御意見・御質問を頂きました。

また、今朝の医療の公開討論会では30人ほどの記者が詰めかけたということで、明日の紙面を楽しみにしております。

次に、委員の皆さんにお願いなのですが、今、ざっと説明を受けただけでも、例えば有富委員のところの分野では、NACCSを利用して電子申請を行うとか、一般の方が読むときに、専門用語的でわからない。大体、システムのことだとは思いますが、もし、どの分野も、書き換えることができるのであれば、最初にNACCS、括弧で何々であるとか、あるいは前に想像がつくような文章を付けていただいて、一般の方々がわかるように、御理解をいただける文章に書き換えていただくと広報としては助かります。

以上でございます。

有富委員 ナックスというんですけれども、わかりました、説明の補足を考えます。

木場委員 済みません、ナックスですね。読み方からしてわからない状態ですので。

草刈議長 ほかの方はどうですか。何か御意見等々ございますでしょうか。

どうも、中川副大臣ありがとうございました。

(中川副大臣退室)

草刈議長 時間が超過いたしましたので、この辺でお話を終わりたいと思いますが、本件についてはこれから大詰めということでございます。今日の議論等を踏まえまして、私と各主査と御相談をいたしまして、まだペンディングになっているものがこの中に随分あります。それで、答申案文を改めてとりまとめる必要がございますので、今週末あるいは来週初めには、各省との協議を行うということにしたいと思っておりますので、そういった手続について、皆さん大変お忙しいということもあって、恐縮ですけれども、手続面では私に御一任をいただきたい。主査と御相談をするということでお諮りをしたいと思っておりますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

草刈議長 ありがとうございます。それでは、御了承をいただきましたので、そのように取り計らいたいと思います。

それから、後で事務局からお話がありますが、12月の早々に、今日よりもうちょっと中身が確定した段階でもう一度会議を開催するつもりでございますので、そのときには記者会見もいたしますが、今日は記者会見なしということにさせていただきます。

そのほか、何かございましたら、よろしゅうございますか。

大臣、何かございますか。

岸田大臣 いえ、またどうぞよろしく願います。

草刈議長 ありがとうございます。

それでは、事務局から何か御連絡がありましたらよろしく願います。

関参事官 今、議長からお話ございました次回の会議でございますが、今のところ、12月6日午後2時30分から予定をさせていただいておりますが、この辺りは、また今週、来週の調整の状況に応じまして変更させていただく可能性もあろうかと存じますが、今のところ、そういう予定で考えてございます。改めて、そこの辺りもまた議長と御相談して御連絡させていただきます。よろしく願います。

草刈議長 そうということで、また御連絡を申し上げますので、よろしく願います。

それでは、中川副大臣はお帰りでございますが、岸田大臣にはお忙しいところ御足労いただきまして、大変ありがとうございました。今後ともよろしく願います。

それでは、今日の会議はこれで終わりにしたいと思います。どうも御苦労様ございました。